

## 認知症対応型共同生活介護事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 矢崎総業株式会社が開設するヤザキケアセンター紙ふうせん（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護<指定介護予防認知症対応型共同生活介護>事業（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、指定認知症対応型共同生活介護<指定介護予防認知症対応型共同生活介護>従業者（以下「介護従業者」という。）が、認知症の症状を伴う要介護状態<要支援状態>の利用者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護<指定介護予防認知症対応型共同生活介護>を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたって、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うものである。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたって、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の認知症状の進行の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。

### (事業の運営)

第3条 サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

### (事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヤザキケアセンター紙ふうせん
- (2) 所在地 静岡県裾野市御宿1500番地

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護<指定介護予防認知症対応型共同生活介護>の実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項において指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護従事者 6名以上（常勤職員5名 非常勤職員1名）

介護従事者は利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、9名とする。

(サービスの内容)

第7条 本事業所で行うサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴・排泄・食事・着替え等の介助
- (2) 日常生活上の支援
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談・援助 等

(介護計画の作成)

第8条 計画作成担当者は、サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護<指定介護予防認知症対応型共同生活介護>計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付するものとする。
- 4 介護計画作成後においても、他の介護従業者及び利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護<指定介護予防認知症対応型共同生活介護>を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 家賃については、月額1,700円を徴収する。
- 3 保証金については、入居時に50,000円を預かる。  
(6ヶ月以内に退去する場合は、日割りにて返還する。)
- 4 食事提供に要する費用については次の金額を徴収する。

朝食	370円/回
昼食	650円/回
おやつ	200円/回
夕食	620円/回
- 5 水道光熱費については、月額600円を徴収する。
- 6 管理費(共益費)については、月額100円を徴収する。
- 7 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 8 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。
- 9 サービスの提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、利用者の同意を得ることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護<指定介護予防認知症対応型共同生活介護>の対象者は要介護者<要支援者>であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

(非常災害対策)

- 第11条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 2 管理者は、防火管理者を選任する。(敷地内施設で兼務できるものとする)
  - 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
  - 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、避難及び救出その他必要な訓練に参加する。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 介護従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
  - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
  - 4 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第13条 事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(情報公開)

- 第14条 事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号、以下「解釈通知」という。)第3の四の4の(4)に基づき、事業所内掲示にて公開する。
- 2 前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び当事業所が提供する認知症対応型共同生活介護<指定介護予防認知症対応型共同生活介護>の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族(過去に利用者であったもの及びその家族を含む。)のプライバシー(個人を識別しうる情報を含む。)にかかる内容は、これに該当しない。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外

の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 指針を整備する
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 必要な体制の整備（利用者及びその家族からの苦情処理体制など）
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業者は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

(地域との連携など)

第19条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護＜指定介護予防認知症対応型共同生活介護＞について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は矢崎総業株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成18年 7月 1日から施行する。

平成28年 7月 1日 改定

令和 2年 1月20日 改定

令和 5年 4月 1日 改定

令和 6年 2月 1日 改定